

吸収分割に係る事後備置書類

(分割会社/会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条に基づく書面)

(承継会社/会社法第 801 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 189 条に基づく書面)

株式会社エヌエフ回路設計ブロック

株式会社NFブロッサムテクノロジーズ

2020年1月6日

株式会社エヌエフ回路設計ブロック

代表取締役会長 高橋 常夫

株式会社NFブロッサムテクノロジーズ

代表取締役社長 大滝 正彦

株式会社エヌエフ回路設計ブロック（以下、「分割会社」という）と株式会社NFブロッサムテクノロジーズ（以下「承継会社」という）は、2019年12月2日付吸収分割契約書（以下「本件吸収分割契約書」という）に基づき、2020年1月6日を効力発生日として、分割会社が伊藤忠商事との共同開発による蓄電池システムの開発、製造、販売及びメンテナンス事業に関する権利義務を、承継会社に会社分割（吸収分割）（以下「本件吸収分割」という）により承継させました。

会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条各号に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日

2020年1月6日

2. 分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条および第789条の規定による手続の経過

(1)会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（吸収分割をやめることの請求）

本件吸収分割は、会社法第784条の2但書に定める場合に該当するため、会社法第784条の2の規定による請求権は発生しません。

(2)会社法第785条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

本件吸収分割は、会社法第785条第1項第2号に定める場合に該当するため、会社法第785条の規定による手続は行っておりません。

(3)会社法第787条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）

分割会社は、会社法第787条第1項第2号に定める新株予約権を発行していないため、同条の規定による手続は行っておりません。

(4)会社法第 789 条の規定による手続の経過（債権者の保護）

分割会社は、会社法第 789 条の規定により、2019 年 12 月 2 日付官報及び電子公告により、本件吸収分割に係る債権者に対する異議申述公告を行いました。異議申述期限まで債権者から異議の申し出はありませんでした。

3. 承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条および第 799 条の規定による手続の経過

(1)会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（吸収分割をやめることの請求）

本件吸収分割において、会社法第 796 条の 2 の規定に基づく請求権を行使した株主はおりませんでした。

(2)会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

承継会社は、会社法第 797 条第 3 項に定める通知を行いました。同条第 1 項の規定に基づく株式買取請求権を行使した株主はおりませんでした。

(3)会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の保護）

承継会社は、会社法第 799 条の規定により、2019 年 12 月 2 日付官報及び同日付日刊工業新聞により、本件吸収分割に係る債権者に対する異議申述公告を行いました。異議申述期限まで債権者から異議の申し出はありませんでした。

4. 吸収分割により承継した重要な権利義務

承継会社は、2020 年 1 月 6 日付で、分割会社から本件吸収分割契約書に定められた資産、契約、権利義務等（特許を含む。）を承継しました。

5. 本吸収分割に係る変更登記をした日

2020 年 1 月 8 日(予定)

6. その他吸収分割に関する重要な事項

承継会社は、本件吸収分割に際して普通株式 240 千株を新たに発行し、そのすべてを分割会社に割当て交付いたしました。

以上